

練馬区立学校（園）

## 改定版感染予防のガイドライン

（新型コロナウイルス感染症）

第五改定版

本ガイドラインは、国および都において状況の変化が見られた場合には、適宜変更することがあることを前提に示すものである。

練馬区教育委員会

令和5年4月1日現在

令和5年4月以降の教育活動は、マスクの着用を求めないことを基本とするが、感染力が高いとされる変異株においても、基本的な感染症対策は有効であり、学校での感染拡大を防止するためにも、引き続き、手洗い、咳エチケット、気候上可能な限りの常時換気および身体的距離の確保等の基本的な感染予防対策を講じた上で、可能な限り通常どおり実施することとする。

各学校（園）には、本ガイドラインを令和5年4月以降の教育活動における感染予防および教育活動の指針とされたい。

なお、本ガイドラインは、今後の感染症の状況に応じて改めて改定、または、別に通知することにより、一部変更することがある。

## 目次

1	学校（園）における感染予防対策	1
2	登校の判断	6
3	感染者等が発生した際の対応	8
4	都および区内感染者の発生状況を踏まえた措置	9
5	幼稚園において特に留意すべき事項について	9
6	学びの保障	10
7	子どもたちの心のケア	10

## 1 学校（園）における感染予防対策

### （1）日常的な感染予防策の徹底

#### ① 幼児・児童・生徒

ア 幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行について指導する。

イ 児童生徒等（および保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導する（児童生徒等には、検温票を配布し、校（園）内で感染拡大の可能性がある場合は、毎日記入・提出を求める。）。

ウ 登校した児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合は、可能な範囲で接触者が生じない部屋に当該児童生徒を移動させ（簡易ベッド、パーテーションの活用により部屋を区切る等）、保護者に連絡を行って引き取りを依頼し、保健所への相談や病院の受診を促す。対応に当たる教職員等は自身がマスクを着用し、当該児童生徒にもマスクを着用させる。また、保護者引き取り後の対応経過や今後の対応について、適時保護者に連絡を行って情報共有する。

エ 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱等を準備する。ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。

※中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないようにしっかりとしばり、燃えるゴミに出す。ごみの処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

#### ② 教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童生徒等と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 校園長（以下、校長とする）は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

#### ③ 校内環境

ア 校内に液体石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、気候上可能な限り教室等の常時換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。

常時換気は、廊下側と窓側を対角に開け、開ける幅は10cmから20cm程度を目安とする。常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にし、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

※雨天時、強風時、冷暖房稼働時も、こまめな換気をできる限り工夫して行う。

※窓の開放による児童生徒等の落下事故等を防ぐため、必要な安全対策や安全指導を行う。

※屋内における衣類による防寒については柔軟な対応をする。

ウ 水分補給は、児童生徒等が水筒を持参する等の対応を基本とする。冷水機を使用する場合は、冷水器周辺に児童生徒等が滞留しないよう工夫を行うとともに、唾液を介した感染を予防するための衛生指導を行う。

#### ④ 消毒作業

ア 消毒作業は、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を用いて、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。この場合、清掃活動後の手洗いを徹底する。

イ 児童生徒等大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日1回程度、拭き掃除（アルコールや次亜塩素酸ナトリウムや家庭用洗剤で）（既に配備しているスチームクリーナーを活用した消毒作業も可）を行う。

※アルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる消毒は、原則、用務主事または教員等が行うものとする。

ウ 床や机、椅子は通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。児童生徒等に清掃を行わせる場合は、清掃活動後の手洗いを徹底させる。

エ トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

オ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度

消毒は行わず、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

カ 上記清掃活動は、学習指導サポーター、スクール・サポート・スタッフが行うことや地域の協力を得て実施することも可とする。

⑤ その他の日常的な指導

校外においても密集・密閉・密接を避けて生活することについて、家庭と連携した指導を行う。

(2) 教育活動上の対策

手洗い、咳エチケット、気候上可能な限りの常時換気および身体的距離の確保等の基本的な感染予防対策を講じた上で、各種活動に応じた対策を講じて実施するものとする。

①集会等

基本的な感染予防対策を講じた上で、内容を精選し、全体の時間が長くならないよう配慮し、実施する。また、校内放送やICT機器を積極的に活用する。

②感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 児童生徒等および教職員に対してマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、校外学習等において、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒等および教職員についても、マスクを着用することが推奨される。

イ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒等に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。

ウ 実技や実験、実習等で使用する共用または備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫する。

エ 感染状況に応じて、飛沫感染の可能性が高い活動は、気候上可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。

- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測する。
- ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室換気を十分に行い、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を

とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

・調理実習を実施するに当たり、試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する。

### ③実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

ア 熱中症事故の防止に係る別途通知を踏まえ、熱中症に留意するとともに、児童生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。

イ 体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。

ウ 体育館や武道棟の入口にアルコール消毒薬を設置し、手指消毒を実施する。

エ 更衣室は、気候上可能な限り常時換気に努め、常時換気が難しい場合は、こまめに換気するとともに、児童生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

オ 用具等については、児童生徒間で不必要に使い回しはせず、使用前後の手洗いを徹底する。

カ 水泳授業の実施については、プール・プールサイド・更衣室等における密集・密接の場面を避けたり、シャワーの水栓および更衣室のドアノブやロッカー等のこまめな消毒を行ったりするなど、感染リスクへの対策等を講じる。

### ④給食

ア 配膳および喫食前後の手洗い等、衛生管理を徹底する。

イ 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、（机を向かい合わせにする場合には）児童・生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

ウ 給食後に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童・生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

### ⑤清掃活動

基本的な感染予防対策を講じた上で実施するとともに、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

### ⑥休憩時間

基本的な感染予防対策を講じ、休憩時間終了後等に手洗いを徹底す

るよう指導する。

⑦部活動

ア 各教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫を行う。

イ 活動時間や休養日の設定等については、「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」（令和2年3月）に則って行う。

⑧クラブ・委員会活動、生徒会活動

各教科等の活動の取り扱いと同様とし、感染予防の視点で活動内容の工夫を行う。

⑨学校行事

ア 運動会、学芸会、合唱コンクール等

・「3密」と「大声」を避けた計画とするとともに、気候上可能な限り常時換気に努める。

・入学式、卒業式、始業式、終業式等において、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保する。

・飛沫感染防止の観点から、歌唱や演奏等を行う者の舞台上の配置は、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。

イ 避難訓練や健康診断等は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

ウ 区立宿泊施設を利用して行う宿泊を伴う校外学習および公費によって行う校外学習は、保健給食課が示す「練馬区立学校（園）改訂版感染予防のガイドライン等に基づく宿泊を伴う校外学習のガイドライン」に基づき実施する。

エ 修学旅行および私費によって行う校外学習は、各交通機関や事業者等が示す制限や感染予防対策を踏まえるとともに、保護者への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。

オ 徒歩による校外学習は、基本的な感染予防対策を講じて実施する。

⑩その他の教育活動

ア 中学校における職場体験学習は、各事業所の同意を得るとともに、保護者・地域等への説明を丁寧に行い、十分な理解を得た上で実施する。



イ 学校公開、道徳授業地区公開講座などの地域と連携して行う行事は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

※在籍する児童生徒等の保護者以外の来校者があることが予想される場合は、氏名・住所・連絡先の記入表等を用意して来校者に記入を求め、感染者が発生した場合の接触者の特定等に備えるようにする。

ウ ゲストティーチャー等外部人材を活用して行う学習活動については、その他の教育活動と同様の感染予防対策を講ずるとともに、外部人材の連絡先を保存するなど、感染者が発生した場合の接触者の特定に備えるようにする。

※可能な場合は、ゲストティーチャー本人の体調について自己申告してもらうなどの対策をとる。

※ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。

#### ⑪保護者会等およびPTAによる活動

ア 保護者会は、ウェブ会議システム等による実施を積極的に検討する。保護者に参集を求める場合は、基本的な感染予防対策を講じた上で実施する。

#### ⑫登下校

ア 集団登下校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導を行う。

イ 靴の履き替え等により密な状況が発生する恐れがある場合は、必要に応じて昇降口等で教職員が指導を行う。

ウ 避難訓練と関連させた集団下校を実施する場合は、密な状態をつくらぬよう指導を行う。

#### ⑬欠席連絡

家庭からの欠席連絡には電話、または、Google フォームを利用する。

## 2 登校の判断

### (1) 児童生徒等に風邪症状が見られる場合について

① 児童生徒等に風邪症状が見られる場合は、登校しないよう当該家庭に要請する。

② 感染がまん延している地域においては、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られるときにも登校しないよう当該家庭に要請

することができる。

※①②とも出欠の扱いは学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。

(2) 感染症の予防上、保護者が児童生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。分散登校や臨時休業によるオンラインを活用した学習状況等については、様式2（指導に関する記録）別記「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を活用して記録する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について

- ① 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。
- ② 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、保護者と連携しながら個別に登校の判断をする。
- ③ 校長が登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(4) 海外から帰国した児童生徒等について

政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の時間を経ていることを確認し

た上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

### 3 感染者等が発生した際の対応

#### (1) 感染者や濃厚接触者等の出席停止等

##### ① 児童生徒等

ア 陽性者が判明した場合、保健給食課に連絡の上「事故報告書」を提出する。

イ 当該校は、当該児童生徒等の学校内での活動状況および感染状況により、必要に応じて学級単位、学年単位等の臨時休業を行う。

ウ 当該校は、児童生徒の感染者が発生したことに伴い学級単位等の臨時休業を実施する場合や同一集団内で複数の感染が確認される等、校(園)内で感染拡大の可能性がある場合は、児童生徒の感染者の発生および今後の対応について、原則、全保護者に通知文または学校連絡メールにより周知する。

エ 当該児童生徒等の活動範囲に応じた消毒を教職員および教育委員会等が実施する。

オ 当該児童生徒等については、国の示す療養期間の間、出席停止等の措置を行う。濃厚接触者には、国の基準に基づき必要な日数の出席停止等の措置を行う。

##### ② 教職員

「(1) ① 児童生徒等」と同様の取扱いとする。

なお、担当する保健所は、当該教職員の居住地域を管轄する保健所となる。

#### (2) 児童生徒等や教職員の同居家族等が濃厚接触者となった場合

家庭内等において濃厚接触者となっていない児童生徒等や教職員のいずれも通常の生活を行って構わないが、毎日の検温と健康観察を継続する。

#### 4 都および区内感染者の発生状況等を踏まえた措置

緊急事態宣言の再発令や新たな感染拡大防止に係る措置等が行われた場合、または特定の地域におけるクラスターの発生状況や区内の患者の発生状況等によっては、一部または全ての学校において、教育活動の一部制限や休業措置等を行う場合がある。

#### 5 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

- (1) 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることを踏まえ、次のことなどに配慮する。
  - ① 幼児が自ら適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。
  - ② 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
- (2) 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことを踏まえ、次のような配慮や工夫を行う。
  - ① 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
  - ② 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
  - ③ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
  - ④ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空ける等、工夫すること。
- (3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫を行う。

## 6 学びの保障

感染症の影響により学校の全部または一部を臨時休業とした場合や、罹患したり濃厚接触者となったりすることにより長期間欠席する児童生徒が発生した場合、その他、感染症に関する事情により登校できない児童生徒がいる場合にも、児童生徒の状況に応じた学びの保障を行う。

- (1) 別室登校や放課後登校による学習支援  
(対面による指導)
- (2) オンラインを活用した学習支援  
(一方向ライブ配信や双方向オンライン配信)
  - ①一方向ライブ配信
    - ・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信する授業
  - ②双方向オンライン配信
    - ・定点カメラにより黒板と教師を撮影し、ライブ配信することに加え、マイクやチャット機能を活用して、可能な範囲で双方向の送受信を行う授業
- (3) 教科書等を用いた学習課題の指定やドリルプリント等の配付（デジタルドリルやオンラインを活用した課題の配付や指示等を含む）と電話連絡等を併用する学習支援

なお、これらを通じた児童生徒の学習の結果については確実に評価し、可能な限り指導の記録および評定等に反映するよう努める。

## 7 子どもたちの心のケア

- (1) 校長講話や学年集会等において、感染状況やその脅威を正しく理解させるとともに、誰でも感染する可能性があり、仮に感染しても自分を責めたり、周囲の児童生徒がそのことを非難したりすることがないように、指導を徹底する。

(2) 感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒に対して、マスクを外すことを強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による、いじめや偏見、差別等が生じないように適切に指導を行う。

(3) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握する。

(4) スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等による心理面からの支援とともに、学校医と連携した健康相談等を実施する。

(5) 不登校や虐待など家庭環境の問題を抱えた児童生徒への支援には、スクールソーシャルワーカーの活用を検討する。

(6) ストレス、不安、不登校、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（学校教育支援センター 教育相談室の電話相談や相談メール、『相談ほっとライン@東京』、『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』等）を適宜周知する。